

胎内市都市計画マスタープラン  
(まちづくり基本計画)

平成23年3月

胎 内 市



## 目 次

	頁
第1章 計画策定の背景	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 背景と策定フロー	2
3. 計画の前提条件	4
第2章 全体構想	6
1. 全体構想とは	6
2. 現況と課題	6
2-1. まちを取り巻く環境の変化	6
2-2. 市民の要望	8
2-3. 胎内市のまちづくりの課題	12
3. まちの目標像	21
3-1. まちの目標像	21
3-2. まちづくりの方向	22
3-3. 将来都市構造	34
4. 分野別整備方針	38
4-1. 都市計画区域に関する方針	38
4-2. 土地利用の方針	40
4-3. 道路・交通の方針	45
4-4. 公園・緑地の方針	51
4-5. 環境・景観の方針	54
4-6. 観光・レクリエーションの方針	58
4-7. 安全・安心の方針	61
4-8. その他の都市施設の方針	64
第3章 地区別構想	65
1. 地区別構想とは	65
2. 中条地区	67
3. 築地地区	76
4. 乙地区	84
5. 黒川地区	92
第4章 実現化方策	100
1. 実現化方策とは	100
2. 協働のまちづくり	101
3. これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策	106
4. 都市計画マスタープランの運用	128



# 第1章 計画策定の背景

## 1. 都市計画マスタープランとは

### (1) 目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに係わる施策の体系的な指針を定めるものです。

### (2) 位置づけ

「胎内市都市計画マスタープラン」は、都市整備に係わる各種計画の上位計画として、地域のあるべき姿、地域別の課題に応じた整備方針をきめ細かく総合的に定め、「第1次胎内市総合計画<sup>※</sup>」に示される将来像の実現を目指します。

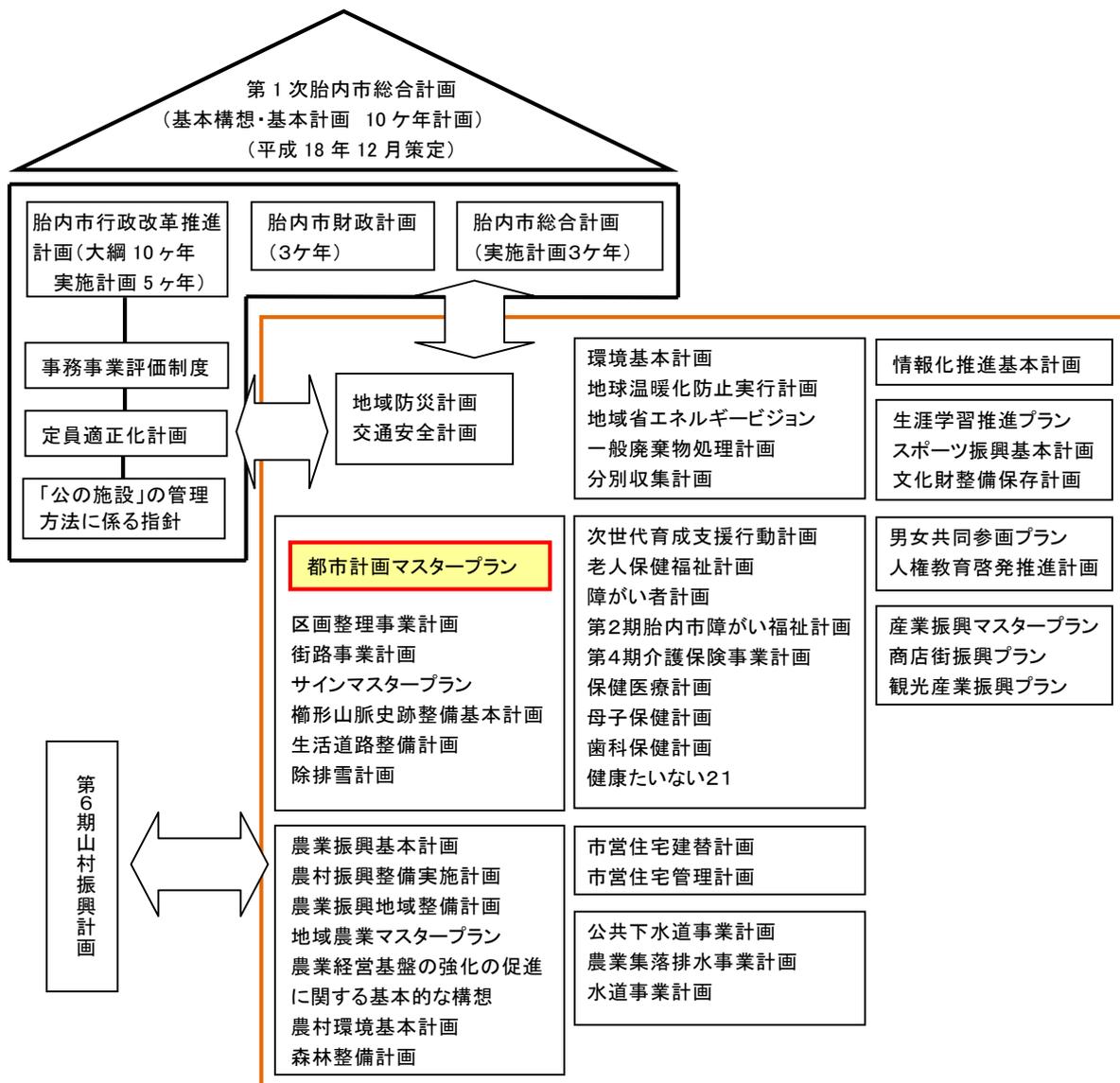


図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

※総合計画: 地方自治法第2条第5項において「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されており、市のまちづくりを進めていくうえで最も上位に位置づけられている計画です。

## 2. 背景と策定フロー

### (1) 背景

胎内市は現在まで、平成14年の旧中条町時代に都市計画マスタープランを策定以降、本町地区沿道土地区画整理事業や中条西中央土地区画整理事業、中条駅前広場整備事業、日本海東北自動車道の延伸、奥山荘城館整備事業など数々のまちづくり事業を実施してきました。

平成17年9月に旧中条町と旧黒川村が合併し、市域が拡大するとともに自然景観や観光レクリエーション資源も充実することになりました。また、平成18年には、新市の目指すべき将来像とその実現に向けた諸施策の方向性を示す第1次胎内市総合計画が策定され、それを踏まえた新たな都市計画マスタープランを定める必要があります。

都市計画マスタープランは、合併による新たな都市像の実現や近年の人口減少、超高齢化社会の到来、産業構造の転換など都市をめぐる社会環境の変化に対応し、持続可能な都市として発展できるよう総合的に進めていく計画です。

このようなことから、胎内市においては、第1次胎内市総合計画との整合を図りつつ、多様化するまちづくりの要望や地域特性を踏まえた、将来的なまちづくりの基本指針となる「胎内市都市計画マスタープラン(まちづくり基本計画)」の策定を行いました。

## (2) 策定フロー

胎内市都市計画マスタープランは、新潟県の定める①中条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）と胎内市の定める②第1次胎内市総合計画に即して定めるものです。また、分野別計画とは、各計画の役割と特性を踏まえ、相互に反映を行いながら策定を進めました。

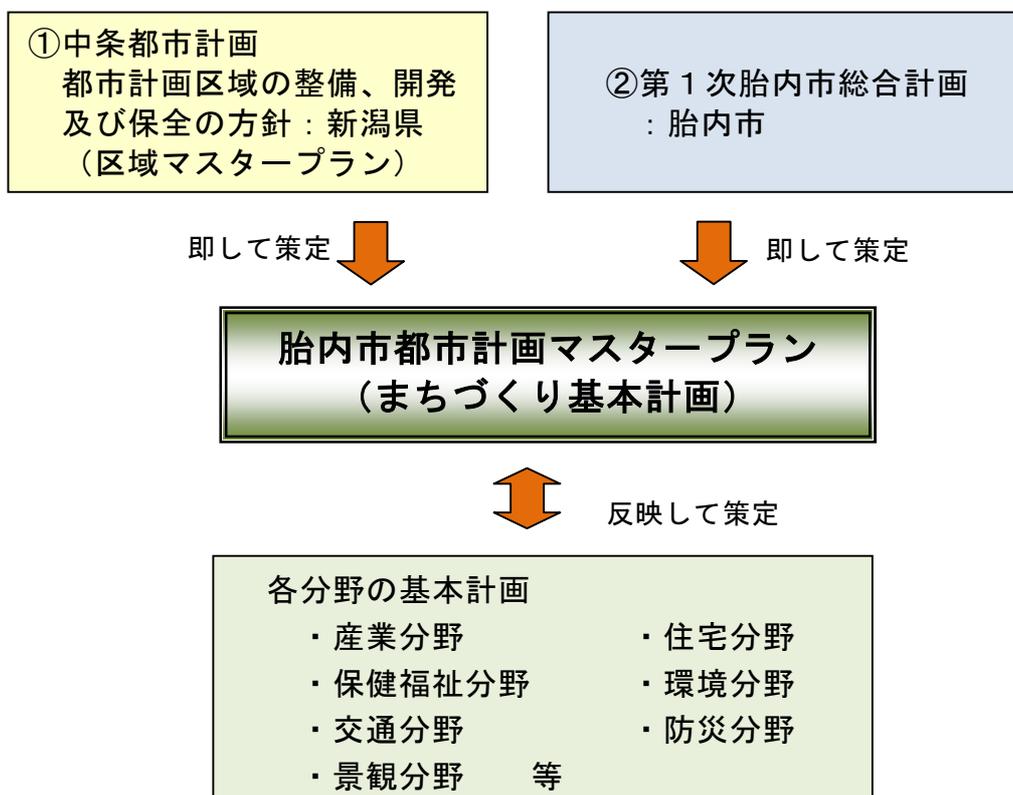


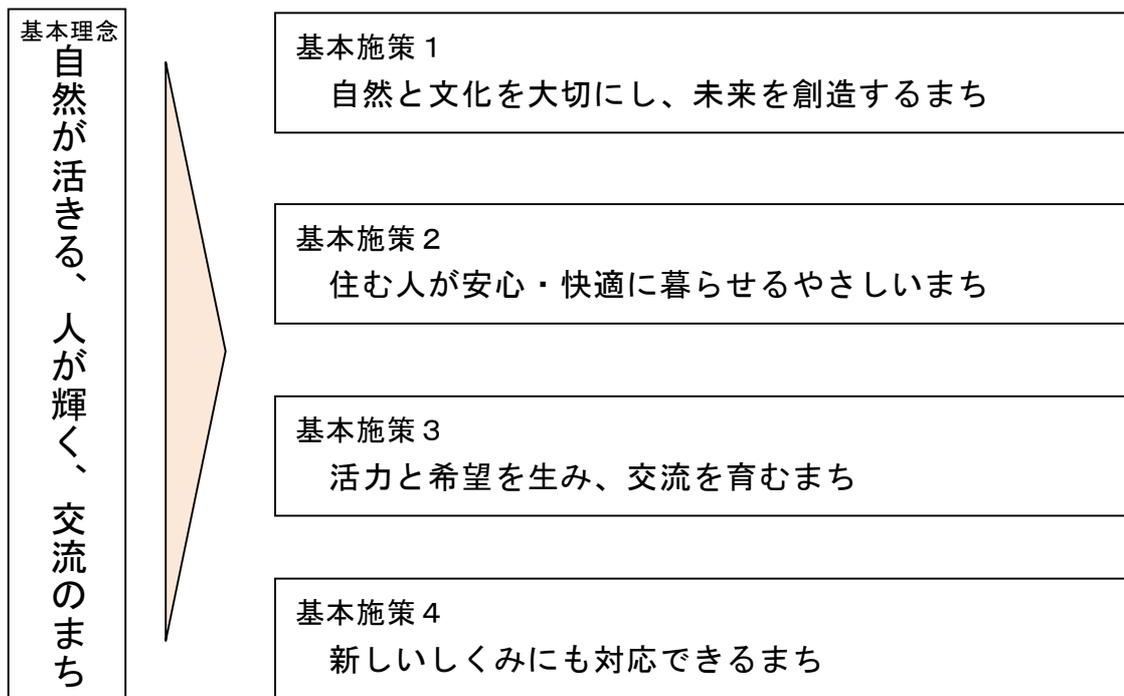
図1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

### 3. 計画の前提条件

都市計画マスタープランの策定は、次の前提条件のもと策定を進めます。

#### (1) まちの将来目標像（第1次胎内市総合計画）

都市計画マスタープランでは、人口減少や社会情勢の大きな変化を踏まえ、都市計画に係わる指針や実現化方策を定め、第1次胎内市総合計画で示された基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を実現することを目的とします。



#### (2) 目標年次と将来人口

目標年次は、将来の目指すべき都市像を展望するため、平成42年（2030年）とします。ただし、今後の社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや充実を図ります。

将来人口は、平成42年で23,973人と予想されています。（総合計画では、まちづくりの基本目標として、平成27年の常住人口が30,000人と設定されています。）

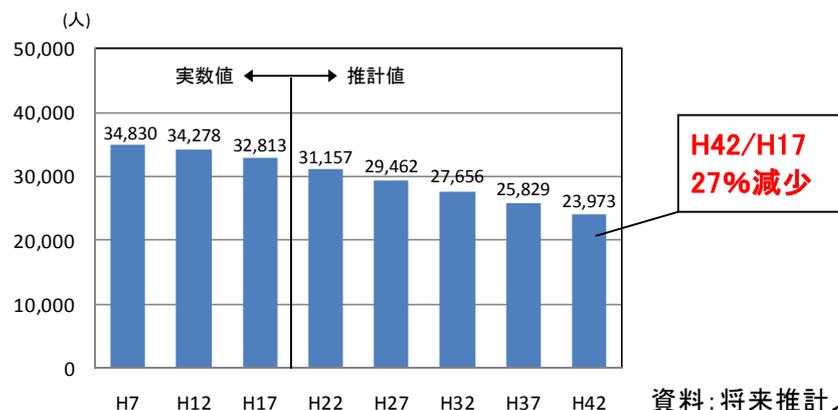


図 1-3 胎内市の将来人口

### (3) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、胎内市全域とします。

本来、都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とするものですが、胎内市においては都市計画区域以外における様々な分野と連携を図ることや合併後の市域に対して、広域的な視点で総合的に都市づくりを進めていくことが必要であることを踏まえ、対象区域を胎内市全域とします。

### (4) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全市的なまちづくりの基本方針を定める全体構想、地区特性や市民生活をより反映させた地区別構想、まちづくりを具体的に推進する実現化方策を中心に構成します。

#### 第1章 計画策定の背景

- ・都市計画マスタープランとは
- ・背景と策定フロー
- ・計画の前提条件

#### 第2章 全体構想

- ・全体構想とは
- ・現況と課題
- ・まちの目標像
- ・分野別整備方針

#### 第3章 地区別構想

- ・地区別構想とは
- ・中条地区
- ・乙地区
- ・築地地区
- ・黒川地区

#### 第4章 実現化方策

- ・実現化方策とは
- ・協働のまちづくり
- ・これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策
- ・都市計画マスタープランの運用